

# 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 ふれあいいきいきサロン事業実施規程

(目的)

第1条 ふれあいいきいきサロン事業（以下「事業」という。）は、少子高齢化・核家族化の進むなか、高齢者また障害者等がふれあいを通じて生きがいを持ち、仲間づくりの輪を広げるとともに心身機能の維持向上、介護予防を目的に小地域で実施する。

(対象者)

第2条 市内在住の高齢者や障害者等を対象に地域の実情に合わせて選定する。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会とする。

(運営主体)

第4条 事業の運営は、地区社会福祉協議会福祉関係部会、自治会等の団体、また民生委員児童委員担当区域の対象者で構成する団体等（以下「運営主体」という。）とする。

(事業内容)

第5条 高齢者また障害者等が気軽に集まり、地域住民相互が協力し合い、参加者の意見、要望に添って以下のような内容を実施する。

- (1) おしゃべり、会食
- (2) レクリエーション（講話、ゲーム、ビデオ鑑賞、手芸等）
- (3) 健康管理（血圧チェック、体操等）
- (4) 世代間交流
- (5) 季節行事（節句等）
- (6) その他

(助成)

第6条 事業に対する助成は、別紙助成基準に基づき行う。

(事業費の請求及び支払)

第7条 運営主体はふれあいいきいきサロン事業費請求兼事業計画書（様式第1号）、参加者名簿（様式第2号）を事業実施1月前までに社会福祉法人丸亀市社会福祉

協議会会長（以下「会長」という。）へ提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求に基づき半期ごとに助成するものとする。

（実施報告）

第8条 運営主体は事業完了後、事業報告兼決算書（様式第3号）を半期ごとに会長に提出する。

（事業費の返還）

第9条 会長は、事業の目的に照らして、事業の運営、予算の執行が適当でないと認めたときは、事業費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 運営主体は、事業完了後事業費に残余が生じたときは、速やかに返還しなければならない。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年9月27日から施行し、平成17年3月22日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する

(別表)

### ふれあいいきいきサロン助成基準

・原則として、次の事項をすべて満たす団体へ助成する。

(1) 年間6回以上の開催であること。

(2) 対象区域は小地域であること。

(小地域とは自治会や民生委員児童委員担当区域等をいう。)

(3) ふれあいいきいきサロン事業実施規定第5条に定める事業内容を行うこと。

(4) ふれあいいきいきサロン事業実施規定第2条に定める対象者を必ず含むこと。

(5) 参加者から会費を徴収すること。

(6) 参加者は、おおむね5人以上20人以下であること。

(20人以上の場合は、分割することを目標とすること。)

(7) 助成は最高12回まで助成する。

(8) 助成額は下記のとおり対象者数に応じて次のとおり助成する。

① 5人から10人まで 1回 2,000円

② 11人から20人まで 1回 3,000円

③ 21人以上 1回 4,000円